

## 5 要保護児童対策地域協議会アンケート結果

### (1) ケース登録件数

#### ① ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数

要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数の合計は、令和元年度で 13,818 件、令和2年度で 15,281 件であった（いずれも 49 協議会における登録件数の合計）。うち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数は、令和元年度で 105 件（44 協議会における合計）、令和2年度で 126 件（43 協議会における合計）であった。

図表 2-170 ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数（令和元年度実績）

:数量回答（問 1）

令和元年度	n	合計	最大値	最小値	平均	中央値
① 問1.1.1.要保護児童ケース登録件数(令和元年度)	37	6,769	1,382	0	183	41
② 問1.1.2.要保護児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	32	50	24	0	2	0
③ 問1.2.1.要支援児童ケース登録件数(令和元年度)	36	2,945	742	0	82	29
④ 問1.2.2.要支援児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	31	36	9	0	1	0
⑤ 問1.3.1.特定妊婦ケース登録件数(令和元年度)	38	358	65	0	9	5
⑥ 問1.3.2.特定妊婦ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	29	0	0	0	0	0
⑦ 問1.4.1.ケース登録件数の総数(令和元年度)	15	3,774	1,212	0	252	162
⑧ 問1.4.2.ケース登録件数の総数のうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	13	19	8	0	1	0
⑨ ケース登録件数の合計(問1.1.1、問1.2.1、問1.3.1の合計または問1.4.1)	49	13,818	1,726	0	282	110
⑩ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数の合計(問1.1.2、問1.2.2、問1.3.2の合計または問1.4.2)	44	105	30	0	2	0

図表 2-171 ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数（令和2年度実績）

:数量回答（問 1）

令和2年度	n	合計	最大値	最小値	平均	中央値
⑪ 問1.5.1.要保護児童ケース登録件数(令和2年度)	37	7,627	1,851	0	206	40
⑫ 問1.5.2.要保護児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	32	67	26	0	2	0
⑬ 問1.6.1.要支援児童ケース登録件数(令和2年度)	36	3,137	807	0	87	25
⑭ 問1.6.2.要支援児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	31	35	7	0	1	0
⑮ 問1.7.1.特定妊婦ケース登録件数(令和2年度)	38	356	70	0	9	5
⑯ 問1.7.2.特定妊婦ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	28	0	0	0	0	0
⑰ 問1.8.1.ケース登録件数の総数(令和2年度)	15	4,194	1,259	0	280	152
⑱ 問1.8.2.ケース登録件数の総数のうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	13	24	14	0	2	0
⑲ ケース登録件数の合計(問1.5.1、問1.6.1、問1.7.1の合計または問1.8.1)	49	15,281	2,083	0	312	125
⑳ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数の合計(問1.5.2、問1.6.2、問1.7.2の合計または問1.8.2)	43	126	32	0	3	0

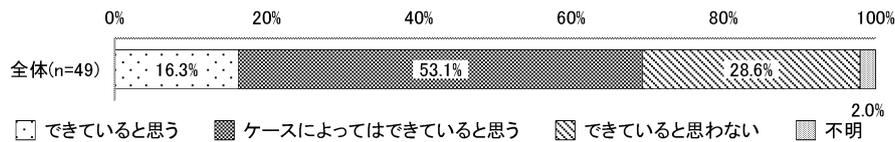
※問 1 では、登録ケースの件数をケースの種別ごとおよび総数にて把握したところ、ケースの種別ごとの件数のみの回答があった場合や総数についてのみ回答があった場合、ケース種別ごとの件数と総数の両方に回答があった場合がみられた。ケース件数の総数の把握のため、⑨、⑩、⑱、⑳において、ケース種別ごとの件数の積算または総数の回答のいずれかを採用し、集計を行っている。具体的には、⑨は⑦の回答があった場合は⑦の値、⑦の回答がなくかつ①・③・⑤のいずれかで回答があった場合は①・③・⑤の合計件数をもとに統計量を算出。同様に、⑩は⑧の値または②・④・⑥の値をもとに算出、⑱は⑰または⑪・⑬・⑮の値をもとに算出、⑳は⑱または⑫・⑭・⑯の値をもとに算出。なお、ケースの種別ごとの件数と総数の両方に回答のあったサンプルがあるため、例えば、⑨の合計は、①の合計、③の合計、⑤の合計、⑦の合計の和にはならない。

## (2) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応

### ① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応・支援の実施状況

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応や支援ができているかどうかをみると、「できていると思う」が16.3%、「ケースによってはできていると思う」が53.1%、「できていると思わない」が28.6%となっている。

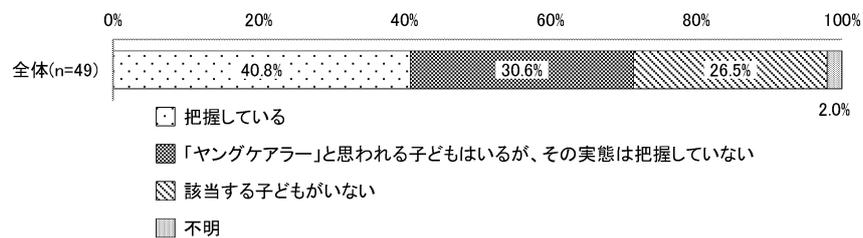
図表 2-172 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応・支援の実施状況:単数回答(問2)



### ② 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握

「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしているかどうかをみると、「把握している」が40.8%、次いで「「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が30.6%となっている。

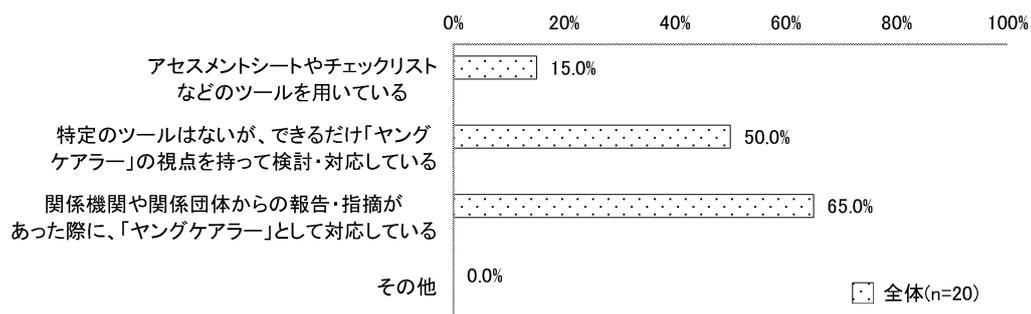
図表 2-173 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握:単数回答(問3)



### ③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の方法

「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしている方法をみると、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している」が65.0%、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が50.0%となっている。

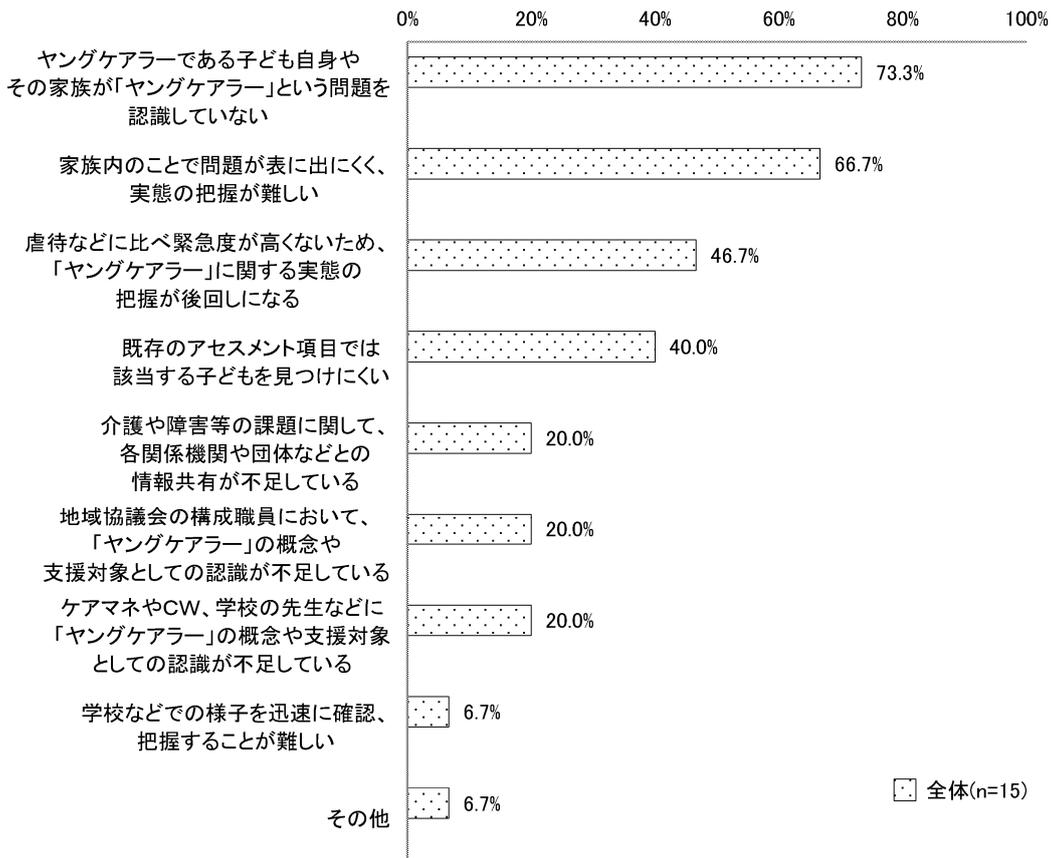
図表 2-174 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の方法:複数回答(問4)



④「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していない理由

「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない要対協について、その理由をみると、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が73.3%でもっとも割合が高く、次いで「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が66.7%となっている。

図表 2-175 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していない理由:複数回答(問5)

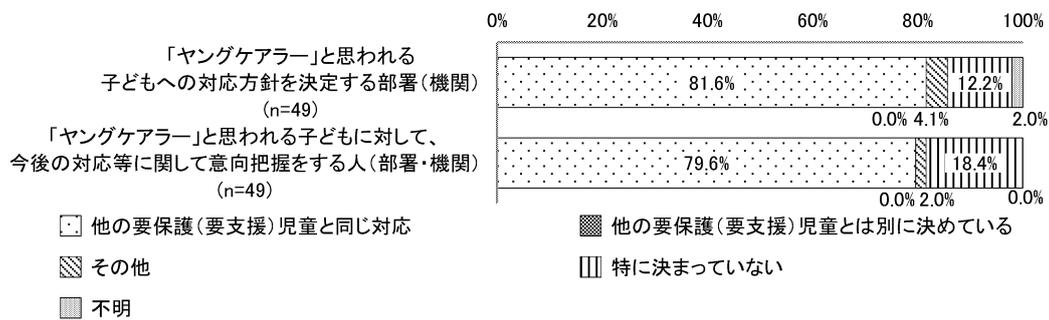


(3) 要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合の対応

① 対応方針を決定する部署（機関）や今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応方針を決定する部署（機関）をみると、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が81.6%となっている。また、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）をみると、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が79.6%となっている。

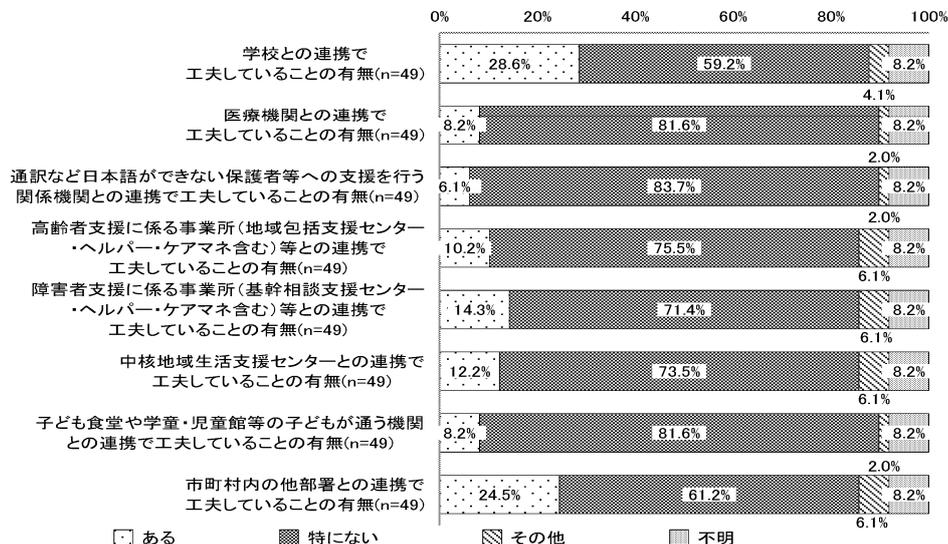
図表 2-176 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）や今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）：単数回答（問 6\_1～問 6\_2）



② 関係機関との連携の工夫の有無

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、関係機関との連携で工夫していることの有無をみると、学校との連携で工夫していることがある割合は28.6%、市町村内の他部署との連携で工夫していることがある割合は24.5%、障がい者支援に係る事業所等との連携で工夫していることがある割合は14.3%、中核地域生活支援センターとの連携で工夫していることがある割合は12.2%などとなっている。

図表 2-177 関係機関との連携の工夫の有無の有無：単数回答（問 6\_3～問 6\_10）



③「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、関係機関との連携で工夫していること

■学校との連携で工夫していること

生活アンケートの記載内容や生徒の発言から、ヤングケアラーが疑われるものについては、情報共有を依頼している。
要保護児童・要支援児童とも、毎月1回データにて出席状況や把握している状況を報告いただいている。
登校状況を毎日報告してもらい、遅刻、欠席あれば家庭訪問を実施した。
関係機関に対してヤングケアラーに関する講演会を実施する。
毎学期末、市内小学校と関係機関を交えた、情報共有会を実施。
学校に出向いて教職員と対面で情報共有し、支援方針を一緒に検討している。
県のヤングケアラー研修の内容を教育委員会主催の研修で共有。
定期的な状況確認と情報共有をしている。
実務担当者会議、月例の要支援ケース会議、個別支援会議等により情報共有する。新規ケースについては、都度、情報共有を行う。
学校での適応状況や、相談先の有無を確認している。
各小中学校を訪問し教頭に説明、啓発ポスターの掲示を依頼した。
発見後、要支援児童として取扱、情報の共有を図る。子どもが登校をできることを共通の目標にし、子どもが不利な状況にならないように、子どもの精神的ケアや家族への支援について役割分担を明確にする。

■医療機関との連携で工夫していること

生活アンケートの記載内容や生徒の発言から、ヤングケアラーが疑われるものについては、情報共有を依頼している。
定期的な状況確認と情報共有をしている

■通訳を依頼するなど日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していること

通訳アプリや通訳サービスの活用。
通訳ができる職員を配置している部署と連携して対応している。

■高齢者支援に係る事業所等との連携で工夫していること

介護保険サービス利用状況、ケアマネが把握している家族状況を把握。必要なサービス導入に向け、随時協議。
高齢者支援に関わる担当課や事業所（ケアマネ・ヘルパー）と随時打ち合わせを行い、緊密な情報共有の上で、支援策の検討を行う。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
親族に介護等を要する高齢者がいる場合には、その状態やケアの必要性について調査している。
市内の地域包括支援センター代表者が集まる会に出席し説明。報告する窓口を確認した。

■障がい者支援に係る事業所等との連携で工夫していること

障害福祉サービス利用状況、自立支援医療等の情報を把握。計画相談員から家族状況等を確認し、家庭の課題を共有する。
父親が障害者手帳を所持していたため、ヘルパー派遣を行い、生活支援を行った。
障害者支援センターを要保護児童対策地域協議会実務者会議の構成機関としている。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内において、ヤングケアラーと思われる子どもの、情報共有を図る
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
障害サービスの利用により、子どものケア負担軽減を図る。
障がい者虐待の担当者が集まる実務者会議にて説明した。

■中核地域生活支援センターとの連携で工夫していること

子どもの居場所となれるような社会資源の情報共有。
中核地域生活支援センターを要保護児童対策地域協議会実務者会議の構成機関としている。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
外国人家庭の入管での手続き、夜間・休日の対応等。
中核地域生活支援センターに相談している可能性がある場合には、相談状況について調査している。

■子ども食堂や学童・児童館等の子どもが通う機関との連携で工夫していること

学童の用務の連絡調整の一部を行っている
子ども食堂と協定。心配な子どもの情報をもらう。
子ども食堂や学童の利用により、家事負担の軽減や、居場所の確保を行っている。
子ども食堂等に関わっている民生委員、主任児童委員の定例会に出席し説明した。

■市町村内の他部署との連携で工夫していること

母子保健情報の把握。生活保護担当課への受給歴照会。
生活支援のため、生活保護部署と連携した。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内において、ヤングケアラーと思われる子どもの情報共有を図る。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
実務担当者会議、月例の要支援ケース会議、個別支援会議等により情報共有を行う。新規ケースについては随時、連絡を行う。
外国人の健診およびコロナワクチン接種、ワクチンパスポートの発行。学校関係の事務手続き補助。

■連携有無について、「その他」の回答の内容

小規模自治体の為、母子手帳交付・新生児訪問等や障害が1つの課内で行われている為情報収集が容易。担当保健師が意識して情報収集を行っている。

保健福祉調整委員会の開催。

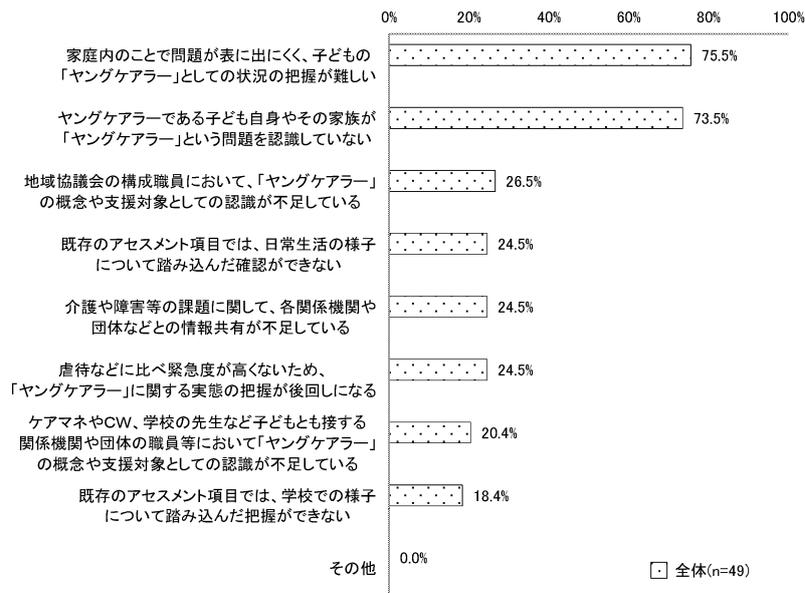
相談部署を特定せずに、ヤングケアラーを発見した部署が、関係部署と連携し、情報共有や支援を行っている。

#### (4) ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題

##### ① 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題

「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題をみると、「家庭内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい」が75.5%でもっとも割合が高く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が73.5%となっている。

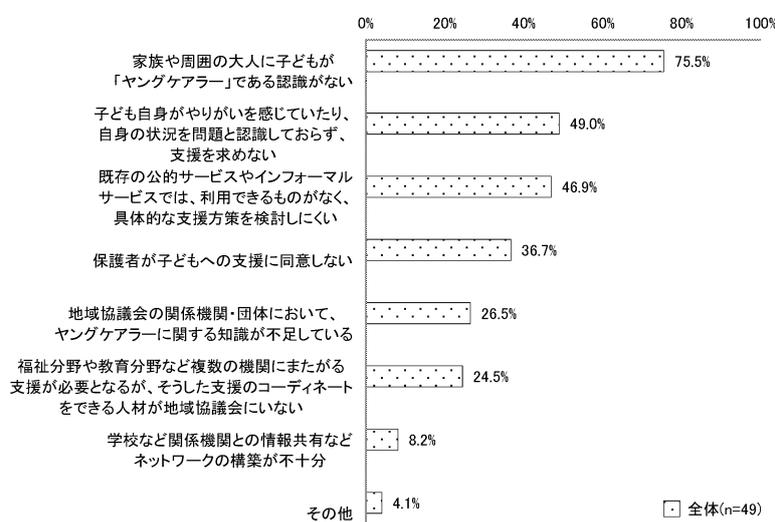
図表 2-178 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題:複数回答(問7)



##### ② 「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題

「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題をみると、「家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない」が75.5%でもっとも割合が高く、次いで「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」が49.0%となっている。

図表 2-179 「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題:複数回答(問8)



(5) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、関係機関に期待すること

①学校に対して期待すること

■学校に対して期待すること

ヤングケアラーかどうかの確認をする機関として一番に情報を入手できるので、気になる場合は本人に確認してもらいたい。
早期に発見し、関係機関で情報共有。
児童のメンタルケア。
アセスメントツールを活用し実態把握をする。
ヤングケアラーが疑われる子どもと面談実施し生活状況を把握すること。
家庭と義務教育の重要性についての話し合いの場を設け、指導（支援）の実施。
ヤングケアラーと思われる子を発見した際は、協議会への相談や、家庭への接触をお願いしたい。
ヤングケアラーである生徒にとって最も身近な所属となるため、相談しやすい体制を整備いただきたい。
ヤングケアラーに関する共通認識を持ち、早期に発見して必要な機関に繋いでほしい。また、子どもが学校に来やすいように、子どもに合わせた受け入れ態勢を構築してほしい。
家事や育児を担うことにより学業への影響（成績不良や居眠り等）が生じている場合、保護者へしっかりと面談などで伝え、適切な状況ではない事を認識してもらうこと。
ヤングケアラー本人の状況把握、本人へのアセスメントを実施し、要対協を含めた必要な福祉機関への繋ぎを期待する。
啓発のための授業や活動を期待します。
子どもに身近な大人として、家庭のことや担っているケアの状況、進路のことについて相談にのっていただき、当事者や保護者の意思を確認しながら、必要な機関に相談を繋いでいただきたい。
学校の先生は非常に多忙と思われるため、「いじめ」や「虐待」「人権」に関する既存のアンケートを活用して、ヤングケアラーに関連することが把握されたら早期に情報提供をいただきたい。
登校状況などリアルタイムでの情報の共有と、子どもと学校の信頼を強固にしてもらうことで、子ども自身の登校意欲を維持してもらいたい。

②ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること

■学校・保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラ一等の支援）

親の面談と子供の状況の確認。
ケアが必要な程度や方法、今後の方針などの情報提供。
子どもの相談相手となり、家庭内での生活状況を把握する。
担任がヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合の対応の流れを組織内で周知する。
学力の遅れに対する不安や友人関係の断絶がないよう根気強い支援の継続
家庭状況の把握及び相談機関へのつなぎ。
学校への登校状況や学校での様子、成績の変化など把握し、情報共有をしてもらいたい。
家庭状況、登校状況、子の状況等日常生活の中で、発見、相談をお願いしたい。
相談につなげる役割。子どもの気持ち、意向についての聞き取り。居場所づくり

子どもの状況の把握を把握し、支援が必要な状況であるかアセスメントし、必要時支援につなげてほしい。
きょうだいの世話等の負担が心配されるケースについては、保護者のみの要件ではなく、ヤングケアラーの負担を軽減できるサービス提供や、関わり時の声掛け等。
子どもには、日常的な声かけに加え、養護教諭やスクールカウンセラーによる面接等を期待します。また、保護者等に対しても寄り添って対応し、相談しやすい関係を構築してほしいです。
保護者や家族と相談関係を築いていただき、保護者や家族の問題意識や相談意思を確認しながら、必要な機関に相談を繋いでいただきたい。
ヤングケアラーと思われる子どもに気付いたら国のマニュアルのアセスメントシートを活用して状況を確認し、学校として情報共有、対応を検討のうえ、支援を要する場合、家庭児童相談室と連携して対応する。

■保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）

保護者の病状や養育力の把握。
家庭児童相談室との情報共有、協働対応。
家庭の実態の丁寧な把握と医療機関や関係機関との連携。
子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り。
保護者へヤングケアラーの負担や影響について説明し、ケア負担軽減のための支援策を提示 必要に応じて関係機関と連携。
精神疾患の家族が安定して生活でき、ヤングケアラーの負担が軽減されるよう、家族の定期受診や必要なサービス利用ができるような継続的な支援。
専門職の立場から、子どもおよび家族への助言や相談対応を期待します。
精神疾患のある家族について、そのケアの必要性や、家族との関係性についてアセスメントしていただきたい。家族や子どもの意思を確認しながら、福祉サービス等を案内していただきたい。
家族の疾患の状態を正確に把握すること。そこから考えられる家族のニーズを予測しながら必要な支援につなげる。

■ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）

ケアの対象者への定期的なアプローチ、サービスの見直し。
事実を把握した場合の速やかな情報提供。
ヤングケアラーと思われる子の、負担軽減のためにも必要なサービス利用に繋いでほしい。
・世帯の経済状況に即しながら、利用可能な単位数の上限までサービスを活用出来るよう支援計画を策定すること。
在宅の現場に潜む課題を把握し、その課題を解決するために、関係機関につなげる。
ヤングケアラーかもしれないといった相談はあるが、なぜそのように判断したのかといった具体的な状況が把握できていないことがあるので、本人や家族に可能な限り聞き取りをしてほしい。
子どもがケアラーにならずに済むよう、家族全体をみて支援を計画、導入してほしい。
要介護者等へヤングケアラーの負担や影響について説明しケア負担軽減のためのケアプランの作成、ケアの提供。
利用者の適切なサービスの利用に繋がることで、家族の負担を減らし、子どもへのしわ寄せが起これないよう、家庭状況に配慮してほしい。
ヤングケアラーの早期発見と情報提供。介護が必要な家族を支援する際に、子どもがヤングケアラーにならないようなサービス調整。
子どもおよび家族への助言や相談対応を期待します。また、ヤングケアラーの負担を軽減させるためのサービス等に関する提案を期待します。
子どもや家族の意思を確認しながら、高齢者へのサービスだけでなく、子どもに対するサービスもあることなどをご説明いただき、相談につなげていただきたい。

■医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

行政との医療情報の連携強化。
見回り医療等の普及など。
医療機関から自治体へ情報提供し、適切かつ効果的な情報連携の実施。
兄弟が園に通っている児童の面倒をみているといった相談を受けるが、なぜそのように判断したのかといった具体的な状況が把握できていないことがあるので、家族に可能な限り聞き取りをしてほしい。
親の状態が子どもへの影響として表出していないかアセスメントし、必要な支援に繋げてほしい。
治療対象者や保護者へヤングケアラーの負担や影響について説明。
家族の病状に対する医学的なアセスメントと情報の共有。
受診中の患者の子どもが、患者のケアをしなければならない状況を把握した際に、相談や支援につなげてもらう関わり。服薬管理等については訪問看護の利用勧奨等。
精神疾患等のある家族の治療に加えて、子どもが担っているケアの状況についても確認していただき、家族や子どもの意思を確認しながら、福祉サービス等を案内していただきたい。
児童相談所が関与したケースの子ども自身に対しては、地域相談先等を案内していただきたい。

■ 県（児童相談所など）に対して期待すること（子ども自身への支援）

ケアラー支援者向けの研修開催、各自治体の支援体制及び支援事例の情報提供等、協議会との連携。
ヤングケアラーに係る啓発活動の拡大・継続及び相談窓口について既存の資源を活用するのか、新規に設置するのか含めて整理していただきたいです。
ヤングケアラーのケースについて、相談機関が親との面接などで使用できる物として、関わる上での法的な根拠などが書かれているリーフレットなどがあると助かります。
定期的な訪問、面談等の実施。
聞き取りを行う上でのポイントなどを情報提供してほしい。
ヤングケアラーに対する適切な支援について、研修の充実や助言を受けられる機会があれば良い。
心理判定などを通じて子どもに影響が出ていないかアセスメントして、子どもの支援に繋げてほしい。
市への助言、ヤングケアラー及びケア対象児のリスクが高まった際の連携。
子どもが分離を求めた場合の対応。
個人及び関係機関が相談できる窓口の設置。
ヤングケアラーの市町村における支援体制について充実できるよう、体制構築への助言や研修等支援。
児童虐待の事実があるケースについては、市からの援助依頼や送致に対し一時保護を検討することを期待します。

③その他

■ その他の機関に対して期待することや機関によらず期待すること

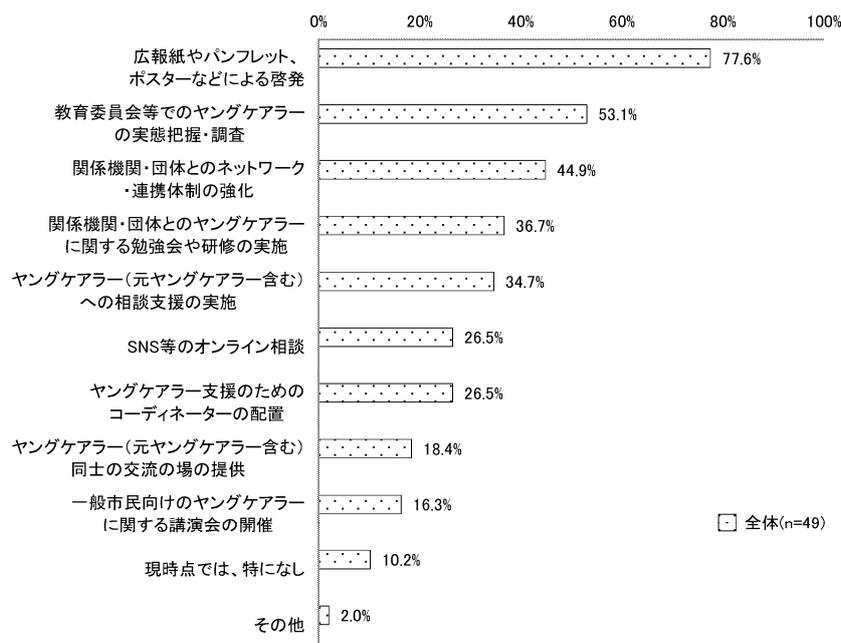
障害サービス、介護サービスの対象にならない家庭において家事支援が必要な場合、公的サービスがない。それを埋める機関が必要。
ヤングケアラーの発見、協議会との連携、担任・SSW等による支援。
民生委員など、地域での支え合いの構築。
ケアが必要な家族の支援を誰が担っているのか、ヤングケアラーの問題を視野に入れて観察していただきたい。
情報をキャッチした場合は要対協へ報告をお願いしたい。
家族の一員として、仕方なく対応している子がいるので、人的援助や金銭的援助が必要。
ヤングケアラーの可能性のある子どもを対象とした、支援検討会議・個別支援会議等の協議の場への参加。
ヤングケアラーの概念等の浸透がさらに進み、子どもの心配な情報を得た場合には、すぐに支援機関に情報共有が図られるよう進めていきたい。
ヤングケアラーの実態を知ってもらい、ヤングケアラーと思われる子を発見するアンテナをもつ。
相談体制、見守り、安心できる場所づくり。
ヤングケアラーの概念と支援のポイントについて理解すること
ヤングケアラーと思われる子どもに気付いたら国のマニュアルのアセスメントシートを活用して状況を確認し、学校として情報共有、対応を検討のうえ、支援を要する場合、家庭児童相談室と連携して対応する。

## (6) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として必要な支援

### ① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援をみると、「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が77.6%でもっとも割合が高く、次いで「教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査」が53.1%となっている。

図表 2-180 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援:複数回答(問 10-1)



②「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援の具体的な内容

・広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発

国の啓発リーフレット等を活用しての一般市民への啓発。
ホームページ、広報誌、チラシ等による周知活動
市民にヤングケアラーという言葉を広く周知する必要があると思われる。
「ヤングケアラー」の意味や実態の周知の徹底
ヤングケアラーの子と、家庭の手伝いをしている子の違いがわかる内容の啓発物資を作成してほしい。
ヤングケアラーに該当する事例などを広く周知する。 SNS等の電子公告を活用することも有効だと思われる。
ヤングケアラーYES/NO フローチャートを掲載し、 自分がヤングケアラーかどうか認識してもらう機会をつくる。
子どもが自らヤングケアラーであると発信できる方法を周知していけるようにポスター等で啓発していく。
市民には、ヤングケアラーの認識はまだ浸透していない状況。広報などでの啓発が必要。
広報を通じて、ヤングケアラーの認知・促進を図る
家族向けの内容
子どもや保護者が利用する施設へポスターの掲示やリーフレットの配布。
ヤングケアラーについて認識が浅い。
市としてホームページや広報誌に掲載して周知を図る。
学校や保育所・幼稚園以外に、商業施設など子どもが目にする場所にポスター掲示 窓口へパンフレットの設置。駅や関係機関でのポスター掲示ホームページへの掲載
学校、市役所での啓発チラシ等の配付及び掲示
広報誌やホームページに、ヤングケアラーの実態及び支援方法に関する記事を掲載し、地域住民の理解を醸成していく。
子育て世代、子ども自身に届くような啓発をしていく。
保護者や子ども向けのリーフレット作成、意識啓発
学校や公民館での掲示等
ヤングケアラーという存在への理解を深め、社会的支援が必要であることを広報する
パンフレットの配布
学校や公的機関等への掲示および設置
パンフレットを市町村に配布、市町村から住民へ周知。
関係機関のみならず、子ども自身がヤングケアラーというものがどういうものなのかがわかるように子ども目線でのパンフレット、ポスターを作成し啓発。
子ども自身に向けた啓発が必要と思われる。
関係機関の中でも、学校等には周知されているが、医療機関への周知に力を入れる必要があると思う。
子ども自身に「ヤングケアラー」とは何か分かりやすく書かれたパンフレットなどを児童全員に配布する。

・一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催

主任児童委員連絡会や実務者会議等で講演会を行う。
地域全体でヤングケアラーに気付く視点を醸成できるような内容とする。
ヤングケアラーがどのようなものなのかを一般市民に周知するための講演会を開催する。
全国調査により把握されたヤングケアラーのケアの内容や時間、相談機関へのつなぎ方等の内容と思われる。
ヤングケアラーも含めた、子どもの健全な育ちを地域で支えることの大切さなどについて当事者や支援団体のスタッフによる講演会。

・教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査

定期的に公立学校での教職員による実態調査を実施。
児童へのアンケート実施、支援体制の構築
ヤングケアラーに該当するか否かを判断するため、アセスメントツールを活用する
実態を把握しにくいいため、所属先があるところでの調査は有効だと思われる。
児童、生徒に対し「ヤングケアラー」を理解してもらい、その後に実態調査等を実施することが必要だと思われる。
ヤングケアラーの事例を生徒へ周知したうえで、自身が該当するかどうかをアンケートにて聞き取る。
内容については、検討がかなり必要であると考えている。
学校でのヤングケアラーに関するアンケートの実施依頼
学校などの所属先での定期的なアンケート調査
児童の所属で実態を把握するケースが多いため。
要対協等を通して情報把握
ヤングケアラーの視点を強化した児童家庭の把握と状況変化に対して即応できるようなものとして行う。
学校と連携し、児童の出席状況や学校での様子などを常に把握して、気になることがあれば、面談をおこなう等
小中学生を対象にアンケートを実施。
定期的に家庭内での様子が確認できるようにアンケートを実施。ヤングケアラーと疑われる児童との面談や家庭訪問の実施。
全国調査と同じ項目で調査するとともに、障害福祉分野や高齢者福祉分野でも実態把握ができるとよいと思われる。

・関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化

要対協の構成機関を中心としたネットワークの構築。
関係している機関と連携して、それぞれでできることをしていく。
連携体制の強化は必要と考えるが、現時点では具体的内容はなし。
要保護児童や要支援児童等への対応で培ったネットワークを生かし、ヤングケアラーの課題を共有することで、体制を強化する。
情報がスムーズに入ってくるようなシステムづくりが必要。
こども園・小中学校の情報収集
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の配布。
学校 教育委員会等と連携し少しずつ進んでいる。
要対協の構成機関の中においても、ヤングケアラーの実態及び支援方法に関する勉強会や研修などを実施し、情報連携の強化を図ってまいりたい。
保育所等の連携
要対協地域協議会における情報共有
個別支援会議、虐待防止対策等ネットワーク会議、個別支援会議の開催
対象児童及び家庭に関する個別支援会議、ケースカンファレンス等
ヤングケアラーを要支援児童としてすべて要保護児童対策地域協議会で管理するのであれば、人員、体制の強化が必要と思われる。
関係機関が集まる既存の会議を利用して定期的に情報共有するとよいと思う。

・関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施

要対協の構成機関等に対して勉強会を開催。
関係機関等にヤングケアラーに関する知識を深めて早期発見、支援ができるようにする必要があると思われる。
必要と考えるが、現時点では具体的内容はなし。
ヤングケアラーの子を発見した際の対応や介入方法についての事例を基にした勉強会や研修を実施してほしい。
ヤングケアラーに該当する事例や、ケース対応するうえで、ヤングケアラーかどうかを選別するために有効な手段等を学ぶ。
ヤングケアラーに関する知識、対応等について。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内での勉強会
要対協地域協議会において理解促進のための勉強会等
ヤングケアラーがどのようなものなのか、どのように対応するべきかの研修会を関係機関向けに実施する。
当事者を交えた勉強会ができるとよいと思われる。
関係機関のスタッフは入れ替えがあるため年に1回は勉強会や研修を実施するとよいと思う。

・ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施

公的サービス等の情報提供、支援手続き説明等を行う。 （新規に創設するのではなく、既存制度を強化する）
市ホームページに専用コンテンツを設け、家庭児童相談を促す取り組み。
必要と考えるが、具体的方針無し。
実際に相談支援を実施しながら、市としましてもノウハウの蓄積に努めてまいりたいと考えている。
学校以外で子どもが相談できる場を作る。
当該児童と保護者との仲介的な立場となり、児童が家事等の負担を減らすための代替手段（親族協力や福祉サービス等）を一緒に考えたり、身近な相談役となる存在が必要か。
心のケア、支援サービス等のニーズを探るものとして行う。
ヤングケアラーで悩んでいる子どもや関係者に対する相談窓口の開設、支援の実施を行う。
要支援児童に対する対応と同様でよいと思われる。
各啓発媒体等に相談の窓口（地域協議会）の場所や連絡先を分かりやすくのせていく。

・ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供

自助グループのような場を提供をすることで、当事者が回復のイメージ作りに繋げる。
他の課題で、先行事例があるため、参考に実施する。
体験談を通じ自分一人ではないことへの肯定や、経験者からのアドバイスを受けられる
民間団体の活用等が可能と考える。

・SNS等のオンライン相談

若者がよく利用する SNS 等のオンライン相談は有効と思われる。
他の課題で、先行事例があるため、参考に実施する。
LINE やメールを活用。
メールやライン等を活用した相談窓口の設置
LINE など子どもにとって身近な相談ツールを活用した体制を構築する。
相談が容易と思われる
いつでもどこでも相談できる体制
子ども自身が相談しやすいように、学校の時間外等、いつでも相談できる環境を整備する。子どもがヤングケアラーについて認識することができるように SNS を使った啓発活動を行う。
AI 等の活用ができると思われる。

・ヤングケアラー支援のためのコーディネーターの配置

コーディネーターが配置されると適切な支援につながると思われる。
支援していくための専門家が必要。
要保護児童対策地域協議会事務局だけの対応には限りがあるので、コーディネーターの配置は必要
S S W等による学校内で相談できる支援者の配置
ヤングケアラーの基準を理解し、しっかりとアセスメントでき、適切な資源につなげることができる人材の配置が必要。
コーディネーター育成のための研修会・講習会の開催
子ども家庭総合支援拠点として取り組むべき課題であれば、専任の職員が必要である等の意見を明確に示してほしい。現状ヤングケアラーの支援を充実できる体制ではない。
市町村向けに研修会の開催。
障害、高齢者支援の経験者や、元ヤングケアラー等の当事者が配置されるとよいと思われま

・その他

ケアの対象者に対する福祉サービス、インフォーマルな社会資源の充実
実際にケア負担を軽減・代替できる施策の提供。
家事援助等、精神面のみでなく実際に児の手助けになるような支援
ヤングケアラー支援のケースに応じた標準的対応をまとめたガイドラインを国において策定
話しやすい「大人」との関係づくり